

(設置)

第1条 東京理科大学動物実験指針(以下「指針」という。)の適正な運用を図るため、東京理科大学安全管理基本規程(平成21年規程第76号)第6条第1項の規定に基づき、東京理科大学(以下「本学」という。)に東京理科大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の審議事項)

第2条 委員会は、指針を適正に運用するために、動物福祉の観点から次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法令及び指針の遵守に関する事項
 - (2) 委員会へ付託された諮問事項
 - (3) 本学で行われる哺乳類、鳥類及び爬虫類動物を用いるすべての動物実験の計画及び実施の適否に関する事項
 - (4) 飼養保管施設及び動物実験室の設置に関する事項
 - (5) 動物実験の実施状況の調査に関する事項
 - (6) 動物実験方法の教育及び助言に関する事項
 - (7) その他指針の適正かつ円滑に運用するために必要な事項
- 2 委員会は、本学の学長(以下「学長」という。)からの諮問を受けて、動物実験に関する計画等について、動物実験を計画し実施統括する動物実験責任者に対し適切な助言及び指導を行うとともに、必要に応じて実験実施状況の報告を求めることができる。
- 3 委員会は、学長からの諮問を受けて、教育訓練等の講習会を開催することにより法令及び学内規則の遵守並びに適正な動物実験を実施するための啓蒙活動を行う。
- 4 委員が動物実験を計画し実施する者又は動物実験責任者である場合、当該動物実験計画書の承認審査に加わることはできない。

(委員会の構成)

第3条 委員会の構成は、次に掲げる者をもって組織し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 学長が指名する動物実験等の専門家、実験動物の専門家及びその他の学識経験者 若干人
 - (2) 動物実験を計画し実施する学部、研究科、教養教育研究院、生命医科学研究所又は総合研究院の長が指名する者 若干人
 - (3) 動物実験及び実験動物に直接関与しないバイオサイエンス分野の有識者 若干人
 - (4) 遺伝子組換え実験安全委員会委員長が指名する者
 - (5) 施設管理責任者
- 2 前項の委員は、次に掲げる者をそれぞれ1名以上含めなければならない。
- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
 - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
 - (3) その他学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 前条に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は学長が指名し、これを委嘱する。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長になる。

4 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(運営及び役割)

第7条 委員会は、原則として年2回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合又は委員から要請があった場合は、臨時に開催することができる。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 委員会は、動物実験責任者が学長へ申請した動物実験計画について、別に定める東京理科大学動物実験の実施に関する規程(平成17年規程第55号)に基づく審査を行い、当該審査結果について、学長に報告するものとする。

4 委員会は、学長から通知のあった動物実験計画の結果について、必要に応じ学長に助言を行うことができる。

5 委員会の議事録及び承認された動物実験計画申請書の原本は、管財部野田管財課環境安全管理室において5年間保管しなければならない。

6 委員会は、東京理科大学遺伝子組換え実験安全委員会と連携し、必要な情報を互いに提供するものとする。

(事務処理)

第8条 委員会に係る事務は、管財部野田管財課環境安全管理室において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年6月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(任期の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、当初の委員の任期は、平成18年9月30日までとする。

(規程の廃止)

3 東京理科大学実験動物委員会規程(平成元年規程第1号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成18年2月13日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。